

『四訂手話通訳技能認定試験傾向と対策 手話通訳士試験合格への道』（2012年7月発行）  
 障害者施策関係法の法改定・新規制定に関する補足的な記述 <2014.7.2>

【補足が必要な理由】

①『四訂』発行後、障害者虐待防止法（2011年6月制定、2012年10月施行）障害者総合支援法（2012年6月制定、2013年4月施行）、障害者差別解消法（2013年6月制定、2016年4月施行）の制定と、障害者権利条約の批准（2014年1月批准、2014年2月発効）等があり、『四訂』にはこれらの記述がないため「補足版」が必要である。

②手話通訳士試験実施機関である聴力障害者情報文化センターは、2013年に出題項目の見直しを行い、2014年第26回試験より改訂された出題項目が「受験の手引き」に示されている。改訂は、国語をのぞく3科目でなされている。

各科目の出題項目で新しく加わった項目、名称が変わった項目もあるが、ほぼ従来の出題範囲内に納まるものであるため、今回の「補足版」では改訂された項目を示すことにとどめる。

【補足が必要な箇所と補足内容】

①障害者福祉の基礎知識 p 8 「出題項目」

従来規定	改訂された規定
手話通訳を行う者は、社会福祉全般の枠組みの中における障害者福祉を理解し、対人援助に関する基本的知識等が必要とされる。従って、総合的な社会福祉全般に関する知識及び理解度を問うため、次の各項目等について出題する。	手話通訳を行う者は、社会福祉全般の枠組みの中における障害者福祉の <b>理念及び障害者福祉</b> に関する基本的知識等が必要とされる。従って、 <b>障害者福祉全般</b> に関する知識及び <b>制度等</b> の理解度を問うため、次の各項目等について出題する。
1 障害者福祉の理念等の動向 リハビリテーション、ノーマライゼーションの理念等	1 障害者福祉の <b>理念と発展</b> ①ノーマライゼーション、リハビリテーション、 <b>インクルージョン等の考え方</b> ② <b>自立の概念、エンパワメント、権利擁護等</b>
2 障害の概念と障害者の実態 障害者の概念と範囲、障害者の実態等	2 障害の <b>概念と実態</b> 国際生活機能分類（ICF）、国の障害者実態調査における特徴（生活実態を含む）等
3 障害者福祉の施策の現状 ①障害者福祉の制度、実施体制、動向等	3 障害者福祉の <b>制度</b> ① <b>障害者福祉に関する法律の概要</b> 障害者基本法、障害者総合支援法、身体障害者福祉法等

②障害者のリハビリテーション 医学、社会、心理、職業等	②障害者福祉の実施体制 行政機関、相談支援事業、民間の相談員制度等
③障害者の社会生活 障害者福祉サービス、援助活動等	③障害者福祉サービス 障害者総合支援法に基づくサービス等
	④障害者の生活を支える関連制度 障害者雇用制度、権利擁護、所得保障等

②障害者福祉の基礎知識 p25「問題 10 解説 ③障害者自立支援法」の補足

なお、障害者自立支援法は、障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、2012年6月制定、2013年4月施行）に法改正されている。

③障害者福祉の基礎知識 p39「問題 20 解説」の補足

厚生労働省は、平成 23 年に「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施した。障害者手帳所持者等の推計値は以下のようになっている。

在宅の障害者手帳所持者等の推計値（\*1人の障害者が複数の種類の手帳を持っている場合あり）

障害者手帳所持者	479.2 万人	
身体障害者手帳所持者	386.4 万人	前回 <sup>※1</sup> (平成 18 年)357.6 万人
療育手帳所持者	62.2 万人	前回 <sup>※1</sup> (平成 17 年) 41.9 万人
精神障害者保健福祉手帳所持者	56.8 万人	前回は調査せず
障害者手帳非所持者で、自立支援給付等を受けている者	32.0 万人	前回は調査せず

④障害者福祉の基礎知識 p40 「問題 21 解説」の補足

「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査」では、障害種別にみた身体障害者手帳所持者数の推計は、平成 18 年度と比較されて以下のように報告されている。

(単位：千人)

	総 数	視覚障害	聴覚・言語 障害	肢体不自由	内部障害	不詳
平成23年	3,864 (100.0)	316 ( 8.2)	324 ( 8.4)	1,709 ( 44.2)	930 ( 24.1)	585 (15.1)
平成18年	3,576 (100.0)	315 ( 8.8)	360 ( 10.1)	1,810 ( 50.6)	1,091 ( 30.5)	—

⑤障害者福祉の基礎知識 p48 「障害者関係の主要法律」の補足

11 障害者虐待防止法 (2011 (平成 23) 年 6 月制定 2012 (平成 24) 年 10 月施行)

第一条では、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とすると、法の目標を示している。虐待防止策としては、①虐待をしてはならない旨の規定、国等の責務規定、早期発見の努力規定、②通報、事実確認、措置等の具体的スキーム、③学校、保育所、医療機関等の長・管理者には虐待防止に必要な措置を講ずることが示されている。

12 障害者総合支援法(2012 (平成 24) 年 6 月制定、2013 (平成 25) 年 4 月施行)

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、2014 (平成 26) 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」こととされる。上記の他、障害支援区分の創設、地域生活支援事業の追加、サービス基盤の計画的整備等が行われる。

13 障害者差別解消法 (2013 (平成 25) 年制定、2016 (平成 28) 年 4 月施行)

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013 (平成 25) 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障

害者差別解消法」)が制定された。

第一条では、「この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」とある。差別を解消するための措置としては、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を国、地方公共団体等の法的義務とした（ただし、事業所については後者は努力義務）差別を解消するための支援措置としては、紛争解決相談、地域における連携、啓発活動、情報収集等が行われる。

#### 14 障害者権利条約（2014年（平成26）年1月批准、2014（平成26）年2月発効）

2006年12月に国連で採択され、2007年9月に日本は署名した。2008年5月に批准国が20か国を越え、条約の効力が発生した。

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である。第二条（定義）では、意思疎通、言語、障害に基づく差別、合理的配慮、ユニバーサルデザインが示されている。

第三条（一般原則）では、(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重、(b) 無差別、(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容、(d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ、(e) 機会の均等、(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ、(g) 男女の平等、(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重、が示された。

#### ⑥障害者福祉の基礎知識 p52 「問題29 解説」の補足

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の法定雇用率は、2013（平成25）年4月から、以下のように改訂された。

民間企業	2.0%
国、地方公共団体等	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

また、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従来従業員56人以上から50人以上に変更された。

⑦障害者福祉の基礎知識 p54 「問題 30 解説」の補足

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用納付金制度について、障害者雇用納付金制度の改正により、2010(平成 22)年 7 月 1 日から、新たに、常時雇用している労働者数が 200 人を超え 300 人以下の中小企業事業主も納付金の申告を行う必要があるなど、納付金制度の適用対象となった。また、週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者も納付金の申告、障害者雇用調整金等の支給申請の対象になった。なお、2015 (平成 27 年) 4 月 1 日からは、常時雇用している労働者数が 100 人を超え 200 人以下の中小企業事業主に納付金制度の適用が拡大される。

なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、2016 (平成 28) 年 4 月から改正法が施行され、改正の概要は以下の通り。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応：障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助 (2016 (平成 28) 年 4 月施行)。
2. 法定雇用率の算定基礎の見直し：法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える (2018 (平成 30) 年 4 月施行)。

⑧障害者福祉の基礎知識 p57 「問題 31 解説」の補足

○ 平成 24 年 6 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成 25 年 4 月から、「障害者総合支援法」が施行された。

○ 平成 25 年度の施行においては、

- ・「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」になること
- ・障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に、難病患者等が加わること
- ・地域生活支援事業において、市町村と都道府県との役割分担を明確にするなど、意思疎通支援が強化されること等の、改正が行われる。

○ 平成 26 年度の施行においては、

- ・障害程度区分から障害支援区分への見直し
- ・重度訪問介護の対象拡大やケアホームのグループホームへの一元化等の個別給付の見直し等の、改正が行われる。

**地域社会における共生の実現に向けて  
新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要**

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

<b>1. 趣旨</b>	
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。	
<b>2. 概要</b>	<b>5. 障害者に対する支援</b>
<b>1. 題名</b> 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。	① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
<b>2. 基本理念</b> 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。	② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
<b>3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)</b> 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。	③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
<b>4. 障害支援区分の創設</b> 「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。 ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。	④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)
	<b>6. サービス基盤の計画的整備</b>
	① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
	② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
	③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
	④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化
<b>3. 施行期日</b>	
平成25年4月1日(ただし、4.及び5.①～③については、平成26年4月1日)	
<b>4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)</b>	
① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方	
② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方	
③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方	
④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方	
⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。	

平成 25 年 2 月 20 日 全国厚生労働関係部局長会議 (厚生分科会) 資料より

⑨聴覚障害者に関する基礎知識 p 70 「出題項目」

従来規定	改訂された規定
手話通訳を行う者は、聴覚障害者の特性と聴覚障害に起因するさまざまな問題を理解していないと適切な通訳ができない。また、聴覚障害者の社会参加を促進するために、福祉、教育、労働等の領域でなされているさまざまな取り組みを知っておく必要がある。次々の各項目等について出題する。	手話通訳を行う者は、聴覚障害者の <b>社会参加を促進するために</b> 、福祉、教育、労働等の領域でなされているさまざまな取り組みを知っておく必要がある。次々の各項目等について出題する。
1 聴覚障害の基礎知識 ①聴覚障害とその特性 ろう、難聴、障害の原因、聞こえの程度等 ②聴覚障害に起因する生活上の諸問題 コミュニケーション障害、情報障害、生活障害等 ③聴覚障害と重複障害 重複障害の現状等	1 聴覚障害の基礎知識 ①聴覚障害とその特性 ろう、難聴、障害の原因、聞こえの程度等 ②聴覚障害と <b>社会環境</b> <b>コミュニケーション障害、情報障害等</b> ③聴覚障害と <b>重複障害等</b> 重複障害の現状、 <b>高齢化等</b>

<p>2 聴覚障害者の福祉と運動</p> <p>①聴覚障害者福祉の現状 聴覚障害者福祉の歴史、現状、動向等</p> <p>②聴覚障害者運動の現状 聴覚障害者運動の歴史、現状、動向、課題等</p> <p>3 聴覚障害者の自立と社会参加</p> <p>①聴覚障害者と教育 学校教育、職業教育、生涯教育</p> <p>②聴覚障害者とコミュニケーション方法 手話、口話、筆談等</p> <p>③聴覚障害者と社会生活 聴覚障害者の就労等</p> <p>④聴覚障害者と援助サービス 補助具、社会的資源、援助活動等</p>	<p>2 聴覚障害者の福祉と運動</p> <p>①聴覚障害者福祉の現状 聴覚障害者福祉の歴史、現状、動向等</p> <p>②聴覚障害者運動の現状 聴覚障害者運動の歴史、現状、動向、課題等</p> <p>3 聴覚障害者の自立と社会参加</p> <p>①聴覚障害者と教育 学校教育、職業教育、生涯教育</p> <p>②聴覚障害者とコミュニケーション方法 手話、口話、筆談等</p> <p>③聴覚障害者と社会生活 聴覚障害者の就労等</p> <p>④聴覚障害者と援助サービス 補助具、社会的資源、援助活動等</p>
--	--

⑩聴覚障害者に関する基礎知識 p100「問題 58 解説」の補足

障害者総合支援法では、従来のコミュニケーション支援事業から意思疎通支援事業に事業名が変更された。

○市町村では、以下の事業が必須事業として追加された。

- ・意思疎通支援を行う者の養成（手話奉仕員の養者を養成し、又は派遣する事業）

○都道府県では、以下の事業が必須事業として追加された。

- ・意思疎通支援（手話、要約筆記、触手話、指点字等）を行う者のうち、特に専門性の高い活動に対する支援
- ・手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

## 地域生活支援事業の意思疎通支援の内容

※地域生活支援事業の必須事業として実施するものを整理している。

		手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字
養成	市町村 【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け <sup>※1</sup> 通訳・介助員の養成
設置	市町村 【意思疎通支援を行う者の設置】	手話通訳者の設置 (手話通訳士を含む)	※2	※2
	都道府県	—	—	—
派遣	市町村 【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣 (手話通訳士を含む)	要約筆記者の派遣	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、 研修、講演、講義等 ・市町村が派遣できない場合 などへの派遣を想定。		盲ろう者向け 通訳・介助員の派遣
連絡調整	都道府県 【派遣に係る市町村相互間の連絡調整】	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。		—

(※1)盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、現在、盲ろう者向け通訳・介助員の養成プログラムを検討中であり、年度末までにお示しすることとしている。  
(※2)意思疎通支援を行う者の設置については、手話通訳者の設置が望ましいが、要約筆記、触手話及び指点字等を行う支援者等の設置についても必要に応じて設置すれば、必須事業を実施したものとして取り扱われる。  
(※3)障害者総合支援法の意思疎通支援事業については、手話通訳者や要約筆記者の派遣等だけでなく、代筆、代読等の意思疎通支援を行う事業を実施することができる。

平成 25 年 2 月 20 日 全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料より

### ⑪聴覚障害者に関する基礎知識 p 101 「手話通訳事業の根拠法律」の補足

障害者総合支援法では、上記⑩でみたように都道府県、市町村の必須事業が示された。これらは、障害者総合支援法で地域生活支援事業について記されている第 77 条（市町村）、第 78 条（都道府県）に示されている。

### ⑫聴覚障害者に関する基礎知識 p 123 「ろう教育の主な出来事」の補足

2010 年 平成 22 年 聴覚障害教育国際会議(ICED)は、カナダ・バンクーバーでの会議において、「ろうの児童生徒の教育プログラムにおける手話の使用を禁じた 1880 年ミラノ会議の決議をすべて退ける。」と表明した。

⑬手話通訳のあり方 p 160 「出題項目」

従来規定	改訂された規定
<p>通訳は、相互の意志伝達が困難な人々の間のコミュニケーションを仲介する行為である。そして、実際の通訳場面では両者の意見や立場を知り得る唯一の人として重要な役割を担う。従って通訳者は、公正な態度、さまざまなことを理解する知識及び高い通訳技術を求められるので、その役割と通訳の技能及び通訳者としても身に付けておくべき一般教養を評価するために次の各項目等について出題する。</p>	<p>通訳は、相互の意志伝達が困難な人々の間のコミュニケーションを仲介する行為である。そして、実際の通訳場面では両者の意見や立場を知り得る唯一の人として重要な役割を担う。従って、通訳者は、公正な態度、さまざまなことを理解する知識及び高い通訳技術を求められるので、その役割と通訳の技能及び通訳者として身に付けておくべき一般教養を評価するために次の各項目等について出題する。</p>
<p>1 手話通訳者の役割</p> <p>①聴覚障害者のニーズと手話通訳者の役割等</p> <p>②手話通訳者の理論と責務等</p> <p>2 手話通訳の理論</p> <p>①ノンバーバル・コミュニケーション、ことばと社会等</p> <p>②手話通訳の方法と種類、特徴等</p> <p>3 手話通訳の実際</p> <p>①手話通訳実施上の留意点等</p> <p>②手話通訳の技法等</p> <p>4 手話通訳者としての一般教養</p> <p>①時事問題等</p> <p>②対人サービスの心得等</p>	<p>1 手話通訳者の役割</p> <p>①聴覚障害者のニーズと手話通訳者の役割</p> <p>②手話通訳者の倫理と責務</p> <p>2 言葉・文化・コミュニケーション</p> <p>①ことばと社会</p> <p>②手話の特徴</p> <p>③異文化理解</p> <p>④コミュニケーション</p> <p>3 通訳理論</p> <p>①通訳過程とモデル</p> <p>②通訳形態と方法</p> <p>③通訳の技術</p> <p>4 手話通訳の実際</p> <p>①手話通訳実施上の留意点</p> <p>②手話通訳の技法</p> <p>5 手話通訳者としての一般教養</p> <p>①手話通訳を取り巻く動向</p> <p>②手話通訳者に求められる対人援助技術</p> <p>③時事問題等</p>

⑭手話通訳のあり方 新規項目 「異文化理解」について

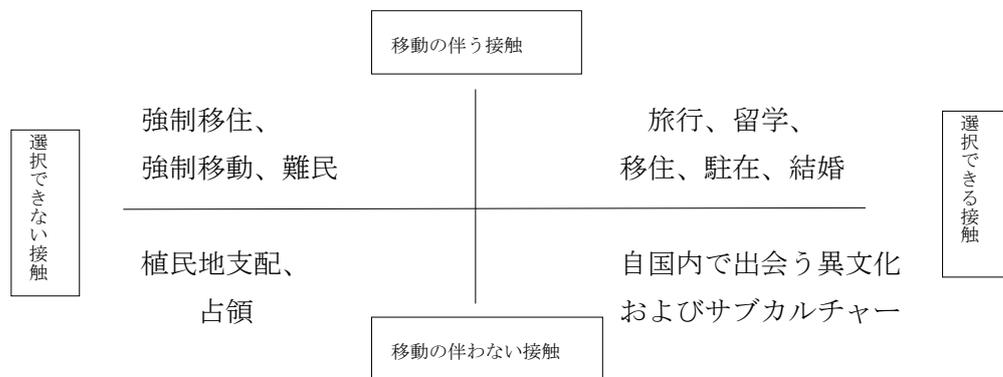
①異文化とは

- 1)異文化とは、「生活様式や宗教などが自分の生活圏と異なる文化」(広辞苑第六版)である。
- 2)異文化理解を行うためには、言語コミュニケーション、非言語コミュニケーションの知識と技術が必要。

②異文化理解

- 1)文化的変容：異文化には意識的・無意識的に出会うが、「個人や集団が、直接的接触や相互作用を通じて他の個人や集団の文化的特性を習得する過程」(文化接触変容)

2)異文化接触の契機



3) カルチャーショック・逆カルチャーショック

カルチャーショックは、外国に行き異文化に遭遇して受けるショック。帰国して自国の文化にショックを感じるのを逆カルチャーショックという。

4)異文化への態度

異文化に対して、多文化を意識する(理解)からさらに同化(変容)する態度がある。逆に自文化中心(主義)という態度もある。

③異文化コミュニケーション

- 1)異文化コミュニケーションとは、「文化的背景を異にする存在同士のコミュニケーション」である。

- 2)異文化コミュニケーションでは、言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーションが行われる。

ギャップとしては、言語的ギャップ、文化的ギャップの他、非言語、アイコンタクト、接触、コンテキストにおいてもギャップがある。

**【異文化コミュニケーターとしての通訳者】**

歴史的に見て異文化交流の場では通訳者が仲介人として活躍してきた。メッセージ理解には、基礎・専門知識、文脈、文化知識が必要。